

墨田区消費者ニュース

令和3年3月発行 第172号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



【初回限定格安販売】

などは、条件を良く確認してから購入しましょう！

通信販売の広告を見て、1回だけのつもりで申し込んだが、【定期購入】が条件になっていたため、2回目以降も商品が届き、高額な請求が来たという相談が多数寄せられています。

詳細な契約内容は、「%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい文字で書かれていたりすることがあるため広告内容の隅々まで見るなどの注意が必要です。

また、フリーダイヤルが設定されている場合は直接オペレーターの方へ問い合わせてみることも良いでしょう。

なお、「解約の申し出は、次回発送日の 日前まで。」などと解約条件が定められている場合も多くあります。

注文する際には、「解約条件」などの契約内容もしっかりと確認しましょう。



「消費者庁イラスト集」より

具体的な事例が裏面にあります！

困ったときは、早めにすみだ消費者センター
(電話 03 5608 1773) までご相談ください。

定期購入の解約は、規約に応じた手続きが必要です。
～「受取拒否」をしても解約できません！～

【相談事例】

ネット通販で、初回500円の広告を見て「お試し」のつもりでダイエットサプリを注文した。直ぐに商品が届き、コンビニから代金500円を振り込んだ。

1か月後、同じ業者から商品が届いたが、2回目は注文していないので、開封しないまま「受取拒否」をした。後日、弁護士事務所から請求書が届いた。商品を返品しているのに、支払う必要はあるのか。

(20代 女性)

【アドバイス】

注文していない品物が郵便やメール便で届いた場合、未開封であれば「受取拒否」することが可能です。しかし事例のように、注文した覚えがある商品が届いた時は、受取拒否しただけでは解約にはなりません。販売店の了承を得ずに、一方的に受取拒否すると、再配送の追加料金を請求される場合があります。解約する場合は、規約を確認の上、解約手続きを取る必要があります。

事例では、センターが業者に契約内容を確認すると、5回の商品購入が条件の定期コースに申し込んでいました。利用規約には、「到着分の商品を通常価格で購入すれば、中途解約可能」の記載がありました。相談者が受取拒否した2回目の商品は、送料自己負担で再送してもらい、通常価格で清算した金額を支払い、中途解約できました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

